

綾瀬市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するために、庁内に綾瀬市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、副市長、教育長及び綾瀬市庁議規程(昭和53年綾瀬市訓令第6号)第4条第2項第2号に規定する者をもって組織する。

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画基本構想原案の策定に関すること。
- (2) 総合計画基本計画原案の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 第3条に規定する所掌事項を行うに当たり、専門的な調査研究及び検討を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の所掌事項及び構成員等については、委員長が別に定める。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、総合計画策定をもって満了する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織、運営等に関して必要な事項は、

委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

(総合計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 総合計画策定委員会設置要綱（昭和63年3月4日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。